

## 香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)仕様書

### 1 広告の掲示方法等

本事業は、次の(1)から(4)に基づき、香川県高松北警察署の香川県警察(以下「県警察」という。)が指定する場所において、広告取扱業者が用意する広告掲示用物品を設置し、当該掲示用物品に広告を掲示する方法とする。

#### (1) 広告掲示可能期間

令和8年7月1日～令和13年6月30日

#### (2) 広告掲示方法

原則として壁面掲示板によるものとする。ただし、県警察と協議のうえ、承認を得た場合はこの限りでない。

#### (3) 広告掲示用物品の設置場所

香川県高松北警察署囲障外周北側掲示板横(別紙1「広告板設置場所図面」のとおり)

#### (4) 広告掲示用物品設置条件等

原則として、下表に示す条件で行うものとする。ただし、県警察と協議のうえ、承認を得た場合はこの限りでない。

指定場所	広告として使用可能な面積	種類、規格
前記(3)	2.00 m <sup>2</sup>	壁面掲示板 1台 詳細は、別紙2「広告の規格」のとおり

※ 壁面掲示板の使用可能な面積は、表示可能面積とする。

### 2 特記事項

(1) 香川県広告事業実施要綱第4条、香川県広告事業実施基準第2及び香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)実施要領第4条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する広告は掲示することができない。

① 広告の表現、配色、デザイン等において、行政財産の周辺環境と著しく調和を欠くもの。

② その他施設の性質等により適当でないと認められるもの。

(2) 本事業で使用する広告掲示用物品の設置等に当たり、各種工事が必要な場合には県警察と協議のうえ、承認を得ること。

なお、設置の際には、転倒や落下防止等の安全対策を講じるとともに、掲示板本体枠の角が鋭利とならないよう加工する等安全性が確保される状態とすること。

(3) 電気を使用する場合、機器により自動制御を行うこと。また、電気料金の確認用に子メーターの設置等電気料金算定の手段を提示すること。

(4) 広告物の表示・変更等の維持管理は、広告取扱業者が行うこと。また、広告の掲示に係るすべての責任は、広告取扱業者が負うものとする。

(5) 広告に必要な物品、人員及び作成・設置に係る費用、電気代(電気代の計測器に係る諸経費を含む。)、行政財産の使用に係る使用料等、広告取扱業者の責任及び負担とする。

- (6) 広告は無声とする。
- (7) 本事業で設置する掲示物の情報更新は、年に1回以上対応すること。
- (8) 本事業による契約が終了する際には、原状復旧すること。ただし、県警察と協議のうえ、承認された場合はこの限りでない。